

[公債費負担比率]

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
長野県	24.8%	24.1%	26.7%	27.5%	27.7%
全国平均	18.5	19.2	20.3	21.7	-
全国順位	46位	45位	46位	45位	-

(注) 公債費負担比率は27.7%で、平成14年度に比較すると0.2ポイント高くなっています。

[経常収支比率]

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
長野県	87.1%	84.7%	88.6%	93.5%	88.0%
全国平均	87.7	86.6	88.9	91.5	-
全国順位	23位	15位	20位	34位	-

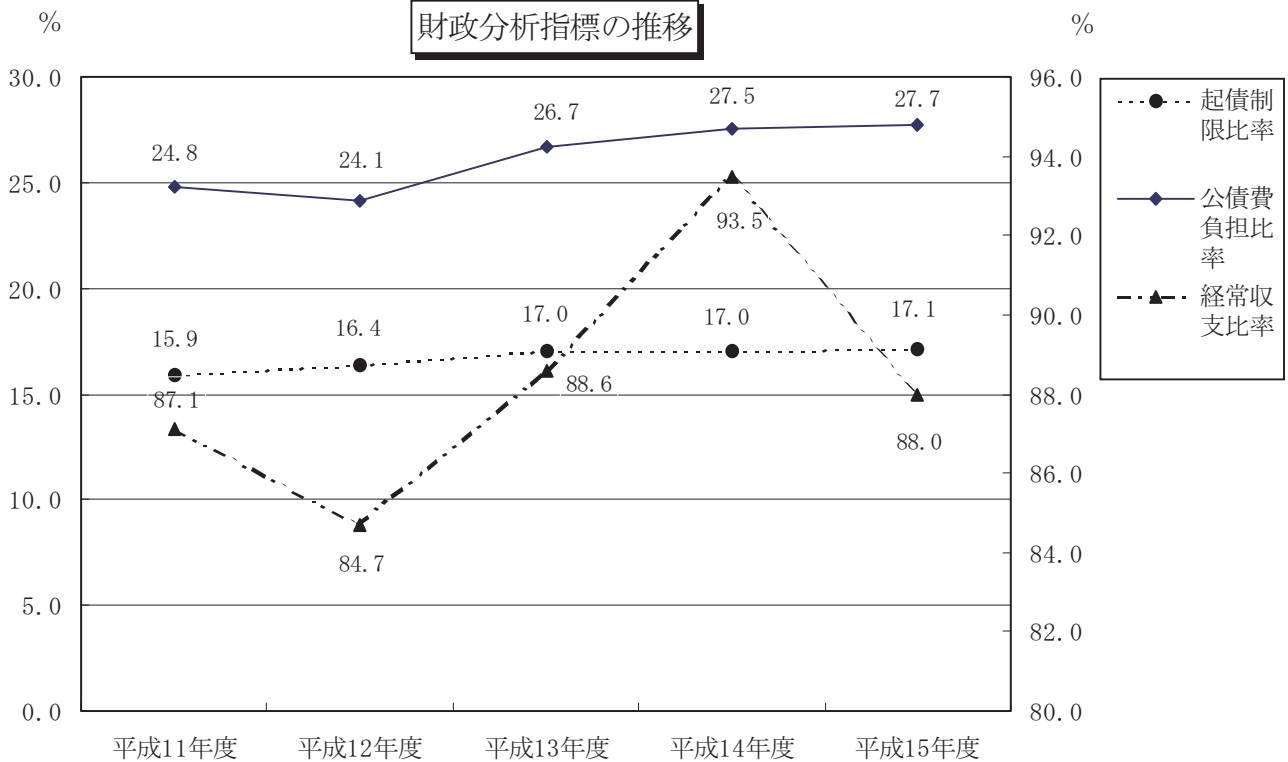
(注) 経常収支比率は88.0%で、平成14年度に比較すると5.5ポイント低くなっています。

[財政力指数]

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
長野県	0.47702%	0.43983%	0.41847%	0.41474%	0.40855%
全国平均	0.46116	0.42853	0.40501	0.40573	-
全国順位	29位	29位	29位	29位	-

(注) 財政力指数は0.40855で、平成14年度に比較すると0.00619低くなっています。

財政分析指標の推移



## 長野県告示第691号

平成16年12月22日成立した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成16年12月27日

長野県知事 田 中 康 夫

## 平成16年度長野県一般会計補正予算(第4号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2390億4577万2千円	14億2145万1千円	2404億6722万3千円
7 分担金及び負担金	48億4953万円	1317万5千円	48億6270万5千円
9 国庫支出金	1357億6780万9千円	75億9660万4千円	1433億6441万3千円
10 財産収入	23億150万4千円	10億1447万6千円	33億1598万円
11 寄付金	6024万5千円	1000万円	7024万5千円
12 繰入金	345億1664万6千円	3億584万7千円	348億2249万3千円
14 諸収入	830億8485万6千円	103億5375万円	934億3860万6千円
15 県債	951億3000万円	29億9500万円	981億2500万円
歳入合計	8821億5192万4千円	237億1030万3千円	9058億6222万7千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	384億4120万円	103億5488万7千円	487億9608万7千円
3 民生費	677億2696万円	6億円	683億2696万円
4 衛生費	203億1680万2千円	100万円	203億1780万2千円
5 労働費	45億9493万3千円	1178万1千円	46億671万4千円
6 生活環境費	57億9610万3千円	1495万円	58億1105万3千円
7 農林水産業費	566億9942万2千円	24億6987万4千円	591億6929万6千円
8 商工費	718億1051万5千円	9億8500万円	727億9551万5千円
9 土木費	1326億8188万8千円	24億28万7千円	1350億8217万5千円
11 教育費	1979億62万8千円	3724万8千円	1979億3787万6千円
12 災害復旧費	84億3231万9千円	68億3527万6千円	152億6759万5千円
歳出合計	8821億5192万4千円	237億1030万3千円	9058億6222万7千円

## 2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか51件 金額 224億5481万7千円

## 3 債務負担行為補正

道路橋梁維持修繕事業ほか2件 限度額 6億5990万3千円

## 4 地方債補正

農業農村整備事業ほか3件 限度額 29億9500万円

## 平成16年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	2888万9千円	5億4418万2千円	5億7307万1千円
3 諸収入	8億9628万6千円	1581万8千円	9億1210万4千円
歳入合計	9億4412万9千円	5億6000万円	15億412万9千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金	9億4412万9千円	5億6000万円	15億412万9千円
歳出合計	9億4412万9千円	5億6000万円	15億412万9千円

## 平成16年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

## 繰越明許費

流域下水道事業費 金額 5000万円

## 平成16年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
ガス事業会計(第3号)	68億4348万2千円	85億5232万6千円	153億9580万8千円
合計	437億927万1千円	85億5232万6千円	522億6159万7千円

長野県告示第692号

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

別記中 「上高井郡 小布施町 高山村」を  
上水内郡 豊野町

「上高井郡 小布施町 高山村」に、「及び旧綿内村」を「、旧綿内村、旧神郷村及び旧鳥居村」に、

「更級郡 大岡村」を  
下高井郡 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村

「下高井郡 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村」に、「戸隠村 鬼無里村 小川村」を「小川村」に、「及び旧信里村」を「、旧信里村、旧大岡村、旧牧郷村、旧戸隠村、旧柵村及び旧鬼無里村」に改める。

農政課

長野県告示第693号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平

成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

別記1を次のように改める。

別記1

長野市 長野市のうち旧神郷村及び旧鳥居村の地域

北佐久郡 浅科村

上高井郡 小布施町

下高井郡 山ノ内町

別記3中「及び旧七二会村」を「、旧七二会村及び旧鬼無里村」

に、「鬼無里村」を「小川村」に改める。

別記4中「及び旧綿内村」を「、旧綿内村、旧大岡村、旧牧郷村、旧戸隠村及び旧柵村」に、「更級郡 大岡村」を「上高井郡 高山村」に、

「牟礼村のうち旧中郷村の地域」を「牟礼村のうち旧戸隠村」に、

中郷村の地域」に改める。

農政課

長野県告示第694号

林道事業補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第633号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

第1中「林業生産基盤、山村地域の生活環境基盤及び森林環境の保全」を「森林環境の保全、森林資源の循環利用及び山村地域の生活環境」に、「知事が適当と認める団体」を「森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第2号から第4号までに掲げる者(以下「森林組合等」という。)」に改める。

第2第1項の表を次のように改める。

事業の種類	経費	補助率
森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業のうち次に掲げる経費 (1) 森林管理道及び森林施業道の開設に要する経費 ア 間伐林道、複層林施業推進林道及び特定保安林緊急整備林道(以下「森林造成林道」という。)の場合 イ ア以外の場合 (2) 作業路等との接続路の整備に要する経費	100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された地域(以下「過疎地域」という。)及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第4項の規定により公示された区域(以下「振興山村地域」という。)で実施する場合にあつては100分の55.5以内。 100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。 100分の45.5以内
共生林整備事業	(1) 森林空間総合整備事業のうち次に掲げる経費 ア 森林管理道の開設に要する経費	

		<p>(7) 森林造成林道の場合</p> <p>(イ) (7)以外の場合</p> <p>イ 林道の改良に要する経費</p> <p>(2) 絆の森整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費</p> <p>ア 森林造成林道の場合</p> <p>イ ア以外の場合</p>	<p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p> <p>100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。幹線林道にあつては100分の50.5以内 その他林道にあつては100分の30.5以内</p> <p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p> <p>100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。</p>
	資源循環林整備事業	<p>流域循環資源林整備事業のうち次に掲げる経費</p> <p>(1) 森林管理道及び森林施業道の開設に要する経費</p> <p>ア 森林造成林道の場合</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(2) 作業ポイント及び作業路等との接続路の整備に要する経費</p>	<p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p> <p>100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。</p> <p>100分の45.5以内</p>
	機能回復整備事業	<p>(1) 森林災害等復旧林道事業のうち森林管理道の開設に要する経費</p> <p>(2) 林道改良統合補助事業に要する経費</p>	<p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の50.5以内 その他林道及び作業道にあつては100分の30.5以内</p>
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	峰越連絡林道事業	林道の開設に要する経費	<p>幹線林道にあつては100分の50.5以内（市町村以外の者が実施する場合にあつては300分の201.5以内）</p> <p>その他林道にあつては100分の50.5以内</p>
	林道舗装事業	林道の舗装に要する経費	<p>幹線林道にあつては100分の50.5以内</p> <p>その他林道にあつては300分の101.5以内</p>
森林居住環境整備事業	森林居住環境整備事業	<p>(1) 全体計画調査に要する経費</p> <p>(2) 森林活用基盤整備のうち次に掲げる経費</p> <p>ア 森林基幹道の開設に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) (7)以外の場合</p> <p>イ 森林管理道の開設に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) 森林造成林道の場合</p>	<p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の55.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が実施する場合にあつては100分の65.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p>

	<p>(ウ) (7)及び(イ)以外の場合</p> <p>ウ 森林基幹道及び森林管理道の改良に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) (7)以外の場合</p> <p>エ 林業施設用地整備及び作業ポイント整備に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) (7)以外の場合</p> <p>(3) 居住環境基盤整備として実施する次に掲げるものに要する経費</p> <p>ア 集落基盤整備</p> <p>イ 公共施設等基盤整備</p> <p>ウ 融雪施設整備</p> <p>エ 林業集落内健康増進広場整備</p> <p>オ 林業集落内防災安全施設整備</p> <p>カ 森林利用施設整備</p> <p>キ 滞在施設整備</p> <p>(4) 居住地森林環境整備のうち次に掲げる経費</p> <p>ア 森林管理道の開設に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) 森林造成林道の場合</p> <p>(ウ) (7)及び(イ)以外の場合</p> <p>イ 林道の改良に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(イ) (7)以外の場合</p>	<p>つては100分の55.5以内。</p> <p>100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の50.5以内 その他林道にあつては100分の30.5以内</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>100分の50.5以内</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内(カに掲げる経費を除く。)</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の55.5以内。</p> <p>100分の45.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の50.5以内。</p> <p>100分の50.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の55.5以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の60.5以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の50.5以内 その他林道にあつては100分の30.5以内</p>
<p>林道施設災害復旧事業</p>	<p>林道施設の災害復旧に要する経費</p>	<p>奥地幹線林道にあつては100分の65以内 その他林道にあつては100分の50以内</p>
<p>林道施設災害関連事業</p>	<p>林道施設災害関連事業に要する経費</p>	<p>奥地幹線林道にあつては100分の55以内(森林組合等が行う場合にあつては100分の60以内) その他林道にあつては100分の50以内</p>

災害関連山村環境施設復旧事業		山村環境施設の復旧に要する経費	100分の50以内
森林地域環境整備事業	間伐等森林整備促進対策事業	林道の開設、改良及び舗装並びに単線軌道及び作業道の整備に要する経費	100分の50以内
県単林道事業	県単林道開設事業	林道の開設に要する経費	100分の40以内
	県単林道改良事業	林道の改良に要する経費	
	県単林道舗装事業	林道の舗装に要する経費	
	県単林道施設災害復旧事業	林道施設の災害復旧に要する経費	
	県単林道施設災害関連事業	林道施設災害関連事業に要する経費	

第2第5項中「及び林道施設災害関連事業」を「林道施設災害関連事業及び災害関連山村環境施設復旧事業」に、「2部」を「又は災害関連山村環境施設災害復旧事業計画概要承認申請書(様式第1号の2)2部」に改め、同第2第6項中「知事の適当と認める団体」を「森林組合等」に改める。

第3第2項第1号を次のように改める。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更 林道補助事業計画(経費配分又は内容)変更承認申請書(様式第3号)。

ただし、第2第5項に規定する林道施設災害復旧事業計画概要の変更の場合にあつては、別に定める変更承認申請書。

第6中「知事の適当と認める団体」を「森林組合等」に改める。

第14第1項中「につき」を「林道施設災害関連事業計画又は災害関連山村環境施設復旧事業計画につき」に、「知事が適当と認める団体」を「森林組合等」に改め、同第14第2項中「知事が適当と認める団体」を「森林組合等」に改める。

第15中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所長、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

第16中「昭和47年度」を「平成14年度」に改め、「普通林道に係る」を削り、「利用区域の変更を伴わない」を「国庫補助事業として採択された」に、「10分の6以内」を「第2第1項の表の補助率の欄に掲げる率に100分の4.5を加算した率」に改める。

様式第1号の次に次の様式を加える。

(様式第1号の2)(第2関係)

災害関連山村環境施設復旧事業計画概要承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者名

代表者 氏 名 印

年 月発生した災害により被害を受けた 年災害関連山村環境施設復旧事業の計画概要は下記のとおりですから、承認してください。

記

災害発生年月日 年 月 日発生

区分	地区名 (路線名)	箇所番号	位置 (市町村名)	地区概要	復旧計画				林道施設災害 復旧事業の復 旧申請額	備考
					施設名	数量	事業費	事業 主体名		
林業 集落 排水 施設				受益戸数 計画排水量 排水方式 主要施設の諸元	(戸)					
計										
用水 施設				受益戸数 水源の種類 水源の可能取水量 計画用水量 主要施設の諸元	(戸)					
計										
緑地・ 広場 施設				全体面積 利用者数	(㎡) (人)					
計										
集落 防災 安全 施設				受益戸数	(戸)					
計										
合計										

- (注) 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
2 「備考」欄には、実施事業名、採択年度、整備年度等を記入すること。

様式第3号中「昭和 年 月」を「年 月」に、「昭和 年度」を「年度」に改め、同様式の備考の2中「普通林道」を「森林基幹道、森林管理道、森林施業道」に、「林業地域総合整備事業」を「その他の事業」に改める。

様式第16号中「昭和 年」を「年」に、「について」を「(災害関連山村環境施設復旧事業)について」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 不要な文字は抹消すること。

林業振興課

## 長野県告示第695号

コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱（平成16年長野県告示第445号）の一部を次のように改正します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中 康夫

第2の表の地域の主体的な被害防除対策の支援事業の項中

「	<table border="1"> <tr> <td>固体数調整事業</td> <td>市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費</td> <td>10分の5以内</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> </table>	固体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費	10分の5以内	を	」			
固体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費	10分の5以内	を						
「	<table border="1"> <tr> <td>固体数調整事業</td> <td>市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費</td> <td>10分の5以内</td> <td rowspan="2">に改める。</td> </tr> <tr> <td>緩衝帯整備事業</td> <td>市町村又は保護管理対策協議会が行う野生鳥獣が人里へ出没しにくい環境へ整備するために要する経費</td> <td>10分の8.5以内</td> </tr> </table>	固体数調整事業		市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費	10分の5以内	に改める。	緩衝帯整備事業	市町村又は保護管理対策協議会が行う野生鳥獣が人里へ出没しにくい環境へ整備するために要する経費	10分の8.5以内
固体数調整事業	市町村又は保護管理対策協議会が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受け、ニホンジカ又はニホンザルの数の調整を目的として捕獲するために要する査定経費	10分の5以内	に改める。						
緩衝帯整備事業	市町村又は保護管理対策協議会が行う野生鳥獣が人里へ出没しにくい環境へ整備するために要する経費	10分の8.5以内							

森林保全課

## 長野県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中 康夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間  
須坂市大字仁礼字宇原1940番の4地先から  
須坂市大字仁礼字上河原2871番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年12月27日

道路維持課



## 長野県佐久地方事務所告示第16号

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第6条第1項の規定により、木材業者及び製材業者を次のように登録しました。

平成16年12月27日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

登録番号	登録年月日	氏 名 (又は名称)	住 所 (又は所在地)	登 録 別
16-A1-1	平成16. 3. 1	丸山建材工業株式会社	北佐久郡浅科村大字塩名田220	更 新
16-A1-2	" "	有限会社伊藤木材	北佐久郡望月町大字春日2959	"
16-A1-3	" "	岩 田 徳 幸	北佐久郡望月町大字望月419-1	"
16-A1-4	" "	山 口 久 幸	南佐久郡北相木村3783	"
16-A1-5	" "	飯 嶋 巳之助	北佐久郡望月町大字春日764	"
16-A1-6	" "	有限会社田中製材工業	北佐久郡北御牧村大字下之城753	"
16-A1-7	" "	第一建設株式会社	北佐久郡軽井沢町大字長倉3348	"
16-A1-8	" "	山浦木材建材株式会社	北佐久郡立科町大字芦田588-6	"
16-A1-9	" "	佐藤建設興業株式会社	佐久市大字瀬戸1111-5	"
16-A1-10	" "	株式会社青木屋	佐久市大字内山7007	"
16-A1-11	" "	有限会社銘木産業	佐久市大字内山7950	"
16-A1-12	" "	有限会社宮川林業	佐久市大字太田部256-3	"
16-A1-13	" "	茂 木 一 広	佐久市大字長土呂909	"
16-A1-14	" "	有限会社藤巻製材所	佐久市大字根岸4028-13	"
16-A1-15	" "	株式会社柳建ヤナギダ	小諸市古城2-5-1	"
16-A1-16	" "	矢野木材工業株式会社	佐久市大字新子田1866	"
16-A1-17	" "	株式会社原田材木店	小諸市大字菱平1185-1	"
16-A1-18	" "	櫻井木材合資会社	小諸市大字諸64	"
16-A1-19	" "	田村木材株式会社	佐久市大字新子田1867	"
16-A1-20	" "	塩 川 保	小諸市甲1619	"
16-A1-21	" "	池田木材株式会社	小諸市大字八満598-1	"
16-A1-22	" "	竹内木材株式会社	小諸市大手1-6-8	"
16-A1-23	" "	双葉林業合資会社	南佐久郡南牧村大字海ノ口795-1	"
16-A1-24	" "	株式会社マツダ産業	南佐久郡佐久町大字高野町585	"
16-A1-25	" "	丸菱木材工株式会社	小諸市大字加増608	"
16-A1-26	" "	有限会社井出製材所	南佐久郡臼田町大字田口1082	"
16-A1-27	" "	佐久チップ産業有限会社	南佐久郡佐久町大字上2785	"
16-A1-28	" "	笹 崎 定治郎	南佐久郡臼田町大字入沢3191	"
16-A1-29	" "	水 島 清 文	南佐久郡南牧村大字海ノ口753-4	"
16-A1-30	" "	海上木材株式会社	南佐久郡川上村大字御所平908	"
16-A1-31	" "	昭和船舶資材株式会社	南佐久郡南相木村5325	"
16-A1-32	" "	有限会社美里工芸	小諸市大字市647-1	"
16-A1-33	" "	菊 原 信 雄	南佐久郡南相木村1220	"
16-A1-34	" "	有限会社金中産業	南佐久郡川上村大字原1159	"
16-B1-1	" "	寺 島 稔	北佐久郡立科町大字宇山1253	"
16-B1-2	" "	内 堀 優	北佐久郡御代田町大字塩野896	"
16-B1-3	" "	有限会社山久	南佐久郡北相木村3783	"
16-B1-4	" "	小野山 五 八	北佐久郡望月町大字春日1399-2	"
16-B1-5	" "	小 林 勇 治	北佐久郡望月町大字春日4543	"
16-B1-6	" "	上 川 学	北佐久郡望月町大字協和3324-1	"
16-B1-7	" "	山 木 文 男	北佐久郡立科町大字芦田3106-2	"
16-B1-8	" "	土 屋 幸 男	北佐久郡軽井沢町中軽井沢24-2	"
16-B1-9	" "	有限会社林業クラブ	北佐久郡立科町大字芦田ハツ野1393	"
16-B1-10	" "	有限会社堀内林業	北佐久郡軽井沢町大字追分1252-52	"
16-B1-11	" "	篠 原 昭	北佐久郡望月町大字春日3927	"
16-B1-12	" "	内 藤 藤 男	佐久市大字中込1-7-4	"
16-B1-13	" "	有限会社須江林産	佐久市大字岩村田1267-11	"

16-B1-14	〃	〃	畠山 智	佐久市大字大沢3624-3	〃		
16-B1-15	〃	〃	岩村田木材株式会社	佐久市大字岩村田1260	〃		
16-B1-16	〃	〃	与志本林業株式会社	佐久市大字塚原1545-1	〃		
16-B1-17	〃	〃	内山林業有限公司	佐久市大字内山1084-2	〃		
16-B1-18	〃	〃	ミヤモリ株式会社	佐久市大字岩村田751	〃		
16-B1-19	〃	〃	株式会社小松屋	佐久市大字中込3212-1	〃		
16-B1-20	〃	〃	有限会社信州銘木	佐久市大字中込3639-68	〃		
16-B1-21	〃	〃	南佐久木材協同組合	佐久市大字取出町203-7	〃		
16-B1-22	〃	〃	中島武東	佐久市大字取出町203-7	〃		
16-B1-23	〃	〃	茂木英治	佐久市大字岩村田1108-1	〃		
16-B1-24	〃	〃	北佐久木材協同組合	小諸市大字平原967-7	〃		
16-B1-25	〃	〃	井出勝芳	小諸市甲1616-8	〃		
16-B1-26	〃	〃	東信木材センター協同組合連合会	小諸市甲4747	〃		
16-B1-27	〃	〃	株式会社マルナカ	小諸市御幸町2-7-1	〃		
16-B1-28	〃	〃	有限会社杉山林産	小諸市甲4725-8	〃		
16-B1-29	〃	〃	有限会社信州林業	南佐久郡臼田町大字三分265-10	〃		
16-B1-30	〃	〃	株式会社吉本	南佐久郡佐久町大字平林121	〃		
16-B1-31	〃	〃	日向平吾	南佐久郡臼田町大字上小田切828	〃		
16-B1-32	〃	〃	柳沢千尋	南佐久郡北相木村4951	〃		
16-B1-33	〃	〃	有限会社カネホ木材	南佐久郡佐久町大字海瀬6398	〃		
16-B1-34	〃	〃	浅見正一	南佐久郡佐久町大字高野町1774-9	〃		
16-B1-35	〃	〃	土屋登	南佐久郡小海町大字小海4090	〃		
16-B1-36	〃	〃	油井孝一	南佐久郡臼田町大字中小田切218	〃		
16-B1-37	〃	〃	東信素材生産事業協同組合	小諸市大字平原995-1	〃		
16-B1-38	〃	〃	西澤猛	南佐久郡佐久町大字高野町582-5	〃		
16-B1-39	〃	〃	小林木材株式会社	北佐久郡御代田町大字御代田2461-1	〃		
16-B1-40	〃	〃	新井政朋	南佐久郡小海町大字小海8990	〃		
16-B1-41	〃	〃	依田秀光	南佐久郡南相木村3214-1	〃		
16-B1-42	〃	〃	小高千尋	南佐久郡川上村大字原176-2	〃		
16-B1-43	〃	〃	関久則	南佐久郡小海町大字千代里2407-1	〃		
16-B1-44	〃	〃	関久	南佐久郡小海町大字千代里2406	〃		
16-B1-45	〃	〃	新井清人	南佐久郡小海町大字小海8132-3	〃		
16-B1-46	〃	〃	古清水寛	南佐久郡小海町大字千代里3564	〃		
16-B1-47	〃	〃	油井五六	南佐久郡小海町大字小海8087	〃		
16-B1-48	〃	〃	株式会社大森家具サロン	北佐久郡望月町大字望月359	〃		
16-B1-49	〃	〃	井出俊樹	南佐久郡小海町大字小海4034-1	〃		
16-B1-50	〃	〃	井上光広	南佐久郡小海町大字小海4355-7	〃		
16-B1-51	〃	〃	星野止男	南佐久郡佐久町大字高野町1750-22	〃		
16-B1-52	〃	〃	新井まち子	小諸市御幸町2-6-7	〃		
16-B1-53	〃	〃	浅沼正規	佐久市大字岩村田2117-1	〃		
16-B1-54	〃	〃	小宮山昭三	南佐久郡八千穂村大字畑25-5	〃		
16-B1-55	〃	〃	新井木材株式会社	小諸市加増321	〃		
16-B1-56	〃	〃	中村則昭	北佐久郡望月町大字春日2758	〃		
16-B1-57	〃	〃	加藤春重	南佐久郡佐久町大字海瀬5783-9	〃		
16-B1-58	〃	〃	井出功夫	北佐久郡望月町大字春日4612-1	新	規	
16-B1-59	〃	〃	高林正秀	北佐久郡軽井沢町大字長倉273	更	新	
16-B1-60	平成16. 10. 15		特定非営利活動法人信州そまびとクラブ	佐久市大字根岸294	新	規	
16-C1-1	平成16. 3. 1		株式会社コバリン	小諸市大字御影新田1576	更	新	
16-C1-2	〃	〃	中島木材株式会社	佐久市大字新子田1854	〃		
16-C1-3	〃	〃	矢野正二	南佐久郡臼田町大字下越103-5	〃		
16-C1-4	〃	〃	有限会社渡辺林産	北佐久郡望月町大字協和3046-1	〃		
16-D1-1	〃	〃	株式会社ゴールドアース	小諸市大字耳取1898-1	〃		
16-D1-2	〃	〃	有限会社日向ブロック	南佐久郡佐久町大字平林59	〃		